

立川市高齢者集合住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

立川市高齢者集合住宅の使用者の資格の範囲を拡大するため。

## 立川市高齢者集合住宅条例の一部を改正する条例

立川市高齢者集合住宅条例（平成4年立川市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(使用者の資格)</p> <p>第5条 高齢者住宅を使用することができる者は、申込みをした日において、次の各号に掲げる要件を有していなければならない。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(1)の2 1人世帯又は65歳以上の親族（配偶者を除く。以下同じ。）若しくは60歳以上の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）若しくは東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方<u>その他市長が認める者</u>（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）との2人世帯（以下「2人世帯」という。）であること。</p> <p>(2)～(6) ……略……</p>	<p>(使用者の資格)</p> <p>第5条 高齢者住宅を使用することができる者は、申込みをした日において、次の各号に掲げる要件を有していなければならない。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(1)の2 1人世帯又は65歳以上の親族（配偶者を除く。以下同じ。）若しくは60歳以上の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）若しくは東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の規定による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）との2人世帯（以下「2人世帯」という。）であること。</p> <p>(2)～(6) ……略……</p>

### 附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。